

# 教育制度改革試案

私学問題を背景として

田 中 健 一

## The Improvement of Educational System as a Tentative Plan

— on the background for the problem of private schools —

### まえがき

昭和34～5年頃から「文科系国立大学を私立大学に任せ」「私立学校法を再検討せよ」「国公立の財政的一本化を」等と、わが国の私学関係団が私学問題を中心に慎重な論議を重ねてきたが、その後も毎年の行事のように私学授業料値上げ問題を巡って紛争続発し、しかも今や私学費値上げはその限界にあるといわれる。昭和43年8月現在、全国の学園紛争は、学寮・学館・施設獲得や統合移転問題、研修・教授人事・処分撤回問題、学園民主化・自衛官導入問題、その他を含めて、国公立大学35校、私立大学16校、計51校の多きに達すると報道される。学生運動を中心とする学園争動は、特に第二次大戦後に激化してきた世界的傾向のようであるが、わが国の場合、特にこれら学園紛争の一誘発因を私学授業料値上げに対する学生闘争の意識や行動力並びに習慣性のドミノ理論的な国公立大学への紛糾蔓延と、見方によってはいえないだろうか。この分析をもってすれば、学園紛争の解決のキー・ポイントの有力な一つは、私学経費問題の解消にあるとの理論も成立するであろう。

凡そ、私学問題は本質的には近代国家の文教政策の成立とともに発生している。本来、私事的な教育を国家公共団体が一方で自己の任務とし、他面特定の有志団体の自主的運営の教育をいかに振興援助すべきかの、国家政府のあり方に由来する根本的な問題なのである。今や教育は私事ではなく全国民の自由権並びに社会権の問題とされるが、現時は私学も公共的機関として、すべて諸法令の適用をうけて設置・経営管理される点で国公立と何ら異なる。国は行政面・教育制度上で私学を国公立と同扱いしながら、財政面においてのみ私学の自主性を理由にその独立採算制を強行するのは、「教育の機会均等原則」の実現上、明白な片手落ちである。

わが国伝統とされる官尊民卑の弊風、学校財政の谷間といわれる公立大学、私学の過重な学費等みる国公立間の諸点の格差の逐年増大の傾向にある学園問題の現在の批判の焦点は、特に私学通学子弟をもつ父兄の教育費面での完全二重三重負担（国税、府県市民税、私学納付金）は、憲法等に保障する「教育機会均等主義」の完璧な離反、私立学校法第59条の不履行そのものでないかという疑問である。所詮は、わが国の行政的貧困・矛盾

の表明に外ならないが、私学問題は今や私学にのみ任せておくべきものではなく、全国民の論議の対象とすべき問題、国の行政・文教行政全体の問題として真剣に検討されるべき課題である。

これをそのまま放置してゆくことは、私学教育目的達成上の重大危機だとして、私学協会も諸施策を講じ、文教行政の府へも諸要請の実現推進を強力に働きかけつつあるが、本論はこの問題を中心とする「わが国学制の革命的大変革への一私案」をもってアプローチせんとするもの、研究（学習）と教育のための学園の制度上、必要な一つの外科的手術を提供せんとするものなのである。

## 1. わが国私立学校の発達と現状

本来、教育は私事的なものであるが、学校教育の淵源も洋の東西、時代のずれを問わず、一様に私塾的なものであり、いずれも特定の個人・特志家や宗教団体の設立が根基となり、あるいは国王の認可となり、漸く近代にいたって国家や都市の義務として設置する国立・公立の学校への発展を示している。即ち、私立学校の発生とその形体・種類・経営の意図等を結びつけて類別するに、次の四種となるようである。

① 有志者が特定の教育愛的意図をもって家塾的教育を開始し、あるいは、一般庶民の読書算‘3Rs’的日常生活上の知識・技術を目指したもの（PlatonのAkadémeiaやPestalozziのYverdonの教育事業は前者であり、16～7世紀のイギリスのdame school、わが国江戸期の寺子屋などは後者である）

② 宗教的教義の布教と救済を目的としながら教育を企図するもの（いわゆる宗教学校で宗教団体・寺院・教会等の設営するもの）

③ 国公立学校の補助的役割を果す目的で私人の設営するもの（わが国の大正～昭和の入学難時代、国公立学校に収容できない為に、各地に設立せられた私立の中等・専門の教育機関など）

④ 国公立学校教育の企てえない独自の経営・教育を理想として設立のもの、である。

わが国の場合も、聖徳太子の法隆学問寺、南淵請安の私塾等を濫觴とし、奈良・平安期も、都の大学、地方の国学よりも、ある意味では私的な氏の曹司（藤原氏の勸学院等）や僧空海設立の綜芸種智院が著名であり、鎌倉～室町期の金沢文庫・足利学校の私的性格はいうまでもなく、江戸期の幕府直営の昌平黉や各藩立の幾多の藩校もある意味で私学であった。

明治維新政府は、近代国家的体制整備のため公的学校制度の確立につとめ、フランス式学制の理想を実現せんとしたが、結局は初等教育の整備に追われたのみで、それも維新前から存在の多くの寺子屋・漢学塾（小学校私塾等）が依然として主要機関であり<sup>1)</sup>、まして中等教育にまで着手しえず、ここに明治初年の中等教育を担当したのが、各種の洋学塾・漢学塾などの私塾であった。個人設営で著名なのが、福沢諭吉の慶応義塾（1858年蘭学塾を開き、1868年移転して‘慶応義塾’と名づけた）、近藤真琴の攻玉舎（1863年‘攻玉塾’として設立、蘭学・洋算・航海術を教授、1869年攻玉舎と改名）、中村正直の同人社（1873年）、新島襄の同志社（1875年）、大隈重信の東京専門学校（1882年）等である。又、特定の宗教的教義にもとづいて設置の私立学校も早く明治初年に、キリスト教による同志社・青山学院（1879年）、明治学院・東北学院・関西学院（1886年）、神道による皇典講究所

(1882年)、仏教による真宗大学寮(1882年、大谷大学の前身)、大学林(1888年、竜谷大学の前身)等の著名なものが発生した。しかし、私立学校の経営あるいは程度・規模・内容等において区々な上に、その責任帰属が不明確な状態にあり、漸く1899年、その監督法規として「私立学校令」の公布を見るにいたり、地方長官の監督下におかれるにいたった。

その後、わが国の産業革命期(1890—1910年代)には、私立学校は中等・高等教育の面で官公立学校と並んで顕著な発達をとげた。即ち、1903年「専門学校令」公布され、更に1918年の「大学令」は官立の外に公立並びに私立の大学を認めたため、これを起点として近代的な私立大学が陸続として設置され発展してきた。1900年の津田梅子の「女子英学塾」の開設、成瀬仁蔵の「日本女子大学」(1901年)の設立、私立東京専門学校を「早稲田大学」(1902年)に、私立明治法律学校を「明治大学」に、私立和仏法律学校を「法政大学」に、私立日本法律学校を「日本大学」に(いずれも1903年改称)、1905年には私立関西法律学校を「関西大学」に、私立東京法学院大学を「中央大学」に改称、1906年私立国学院を「国学院大学」に、私立哲学館大学を「東洋大学」に改称など、枚挙にいとまなく発展を示し、旧制大学令による著名私立大学は殆んどこの期に急増するのである。

あるいは又、大正期にはいわゆる「新教育運動」と結びつき、私学の自主性に立った異色の小学校として、西山哲次の帝国小学校・中村春二の成蹊学園(ともに1912年の創設)につづいて河野清丸の日本女子大学附属豊明小学校(1903年)、沢柳政太郎・小原国芳等の成城小学校(1916年)、1921年羽仁もと子の自由学園、1924年野口援太郎の児童の村小学校並びに赤井米吉の明星学園、1929年には成城と分れた小原国芳の玉川学園等の誕生が著名である。これら私立小学校は、それが新教育の実験学校あるいは受験学校として、資本主義体制下のブルジョア階級の支持のもとに、設立者独特な宣伝力と経営振りで不朽の名声を博して行ったといわれるにしても、明治後期の官公立小学校において新主張や新教育方法が展開せられても、その大胆な実践的試みは、むしろ私学の創設・経営による外はないとの理念に出てたものであることは明白である。「理想の私立学校」をモットーとした沢柳政太郎の成城小学校の設立趣意書の冒頭に、「わが国の小学教育が維新後50年の歳月にわたって外観は一応完璧に近い進歩を遂げたが、しかし今やそれは煩瑣な形式に囚われ、教育の生き生きした精神をはなれてその形式は固定化している。この硬化した形式を打ち砕いて、生きた教育を再建しなくてはならない。たまたま時代はあらゆる面において革新を要望している。われわれも微力を尽して、教育革新のために新しい努力を試みるために成城小学校を創設した」という意味の前書きをし、①個性尊重の教育—能率の高い教育、②自然と親しむ教育—剛健不撓の意志教育、③心情の教育—鑑賞の教育、④科学研究を基とする教育、の四新教育目標を掲げて、定型的な教育に反逆したのは余りにも有名である。

とくに、大正中期以後第二次大戦前頃までには、中等学校の増加の著しさが「年次毎の私立学校創立数」(私学年鑑、昭和26年版、私立学校一覧表より集計)によって認められる。いうまでもなく国民経済の発展に伴い、中等教育志望者数の激増にも拘わらず、国公立の全施設では収容しきれないので、ここに明白な官公立教育の補助的役割を果しつつ、独自の教育理念を実現せんとする私立中等教育機関が急増の姿を呈したのであり、第二次大戦後も小・中・高・大あるいは短大・高専等の各段階で同様傾向を益々増大し、私学の国公立中に占める位置は蔑すべからざるものとなっているのである。現在の私立学校数は

下表の通りで、小・中学校の義務教育機関は数多くないが、それでも大都市ではかなりの割合で私立に依存している実状であり、高等学校では学校数で全体の約1/4、生徒数で約3割を、幼稚園数並びに園児数と大学数及び学生数ではそれぞれ全体の約7割を、短期大学と各種学校では圧倒的多数を私学が占め、義務教育以外はわが国でも私学中心・万能の数量事情であることは、今や周知の事実である。この事実は、わが国の国家社会・文化の盛衰が私学の振不振にかかわるといふも過言でないことを物語っているのである。<sup>(2)</sup>

わが国の私立学校の学校数（昭和42年）

区 分	全 数 (A)	私 立 (B)	比 重 (B/A)	
高等教育段階	大 学	369校	256校	69.4%
	短 期 大 学	452	387	85.6
	高 等 専 門 学 校	54	7	13.0
	小 計	875	650	74.3
初等中等教育段階	高 等 学 校	4,827	1,218	25.2
	中 学 校	11,683	605	5.2
	小 学 校	25,486	160	0.6
	幼 稚 園	9,588	6,109	63.7
	特 殊 教 育 諸 学 校	374	14	3.7
	小 計	51,958	8,106	15.6

(3)

## 2. 私立学校の自主性・秀越性

凡そ、教育はその本質上、統制や強制の下では健全な発展を示さないことは、教育学上の定説である。その意味で、特に大正期に私学が、それぞれ自主独創性のある教育を主張し独自の使命を果さんとして勇敢に実践し、かえって官公立学校に比肩して秀越した存在価値を発揮しえたと思われされる。

明治初期でも、私学は決して軽んぜられてはいなかった。即ち、行政・軍事・産業・学問等の諸分野でエリートの人材養成・獲得を必要とした明治期には、それがわずかな国立大学では満ちえず、新しい教育への民衆の要求が幾多先覚の指導下に結実される私学（私塾）の官学を抜く勢力と教育力に俟つ外はなかったのである。まず、明治初年の有名私学——慶応義塾（創立安政5年、323名）、攻玉舎（文久3年創立の私塾、明治6年14才以下の生徒収容の幼年塾、同8年航海測量習練所を設け、同12年に商船塾と改称、更に陸地測量習練所を設け、これら全部を総称した名称が攻玉舎、30～40名）、共立学舎（明治3年、尺振八の設立、811名）、三沢学舎（明治3年106名）、鳴門塾（明治5年、141名）、同人社（明治6年中村正直の設立、100名）、（いずれも（ ）内の生徒数は明治7年頃とされる）等が続々と誕生し、明治7年これら外国語等の専門私学が、官立9校、公立8校に対して74校（翌8年には86校）にも達したとされる。次に大正期でも、帝国大学令（大正8年）の新制による帝国大学（数個の学部を総合し、大学院をおくもの）は、大正末に東京・京都・東北・九州・北海道・京城の6校のみ、大学令（大正7年）の新制による大学（一学部の単科大学をも認め、官立の外に公立及び私立の設立をも許可したもの）は、大正末では官立6校、公立4校に対し、私立は実に22校に達していた状態であった。この際私立大学

の監督・認可権はもちろん文部大臣にあり、私学は申請条件として50万円（1学部を増すごとに10万円増）を政府に供託することによって官立大学と同資格待遇を認められたが、それでも、昭和9年頃には、官公立大学数合して20校、学生数の比率38%に対し、私立大学数25校、学生数比率62%、私大中の18校は東京、4校が京都、大阪・兵庫・和歌山各々1校、と極めて盛況を示した。あるいは、昭和2～3年頃から、私立専門学校の発達が特に顕著で、昭和16年には官公私立計147校中、私立が108校を占め、ことに社会情勢の反映もあり私立女子専門学校が大正末から昭和にわたり44校にも及ぶ発展ぶりであった。<sup>(4)</sup>

前記のように、有名私立小学校も明治初年から発足していた。最も代表的なものに、明治7年福沢諭吉創設の慶応義塾幼稚舎、明治36年成瀬仁蔵創設の日本女子大学豊明小学校等が、各既設の高等教育機関付設として存在したが、これらと異質な個人独力による単独小学校としての、中村春二の成蹊小学校や西山哲治の帝国小学校が、他の官公立小学校とは自主的独創的な存在として明治4～5年に登場し、更に大正期には明治年間の、ほぼ軌道にのり整頓した半面、定式化・沈滞化しかけた官公立小学校に対して、自由思潮の下で新教育を標榜する私立の実験学校ないしはモデル・スクールとして、沢柳政太郎の成城小学校（大正6年）、野口援太郎等の児童の村小学校（大正13年）、赤井米吉の明星学園小学校（同年）、手塚岸衛の自由ヶ丘学園小学校（同年頃）、成城とわかれた小原罔芳の玉川学園（昭和4年）等々が澎湃として起り、「これら私立小学校教員が当時の師範・高等師範学校訓導等以上に、行き詰った教育に活路を示して、教育界からは勿論、一般社会からも高く評価せられた」ものである。

あるいは、明治～大正への年間、私立の中学校・高等女学校として、自己の教育的理想・信念から学校設立し、その主義方針下に、経営難に喘ぎつつも生涯を育英事業に捧げた、けなげな大校長が数多く存在した。大正初年の日本中学校の杉浦重剛、攻玉舎中学校長の近藤基樹、荏原中学校長寺田勇吉、麻布中学校長江原素六、東山中学校長大村桂藏、三田中学校長小寺謙吉、樟蔭高等女学校長伊賀駒吉郎、調布高等女学校長川村理助等々、枚挙にいとまがない。これらの中には、師範学校や公立中学校の校長として活躍後、いわゆる功成り名遂げた者も少くないが、逆に官公立学校長中には、帝大卒・高師出身というのみで鰻上りに昇進する校長のいたのに対し、私立学校長中には人格・識見・経営力等いずれにも秀越し、多年、種々の苦難に堪えて専心教育に尽粋し、社会の各方面に有為な人材を多数輩出した一流の教育者・斯界の功労者が数少くはなかった。もっとも、私学校の増加と共に、中には単なる学校企業家として鬻蹙を世にかつたものもあったし、又、官公立学校に比肩してその施設・設備等において、今日以上に極端に劣悪なものがあったり、更には官尊民卑の一般社会的風潮に由来して、官公立に入学しえない劣等生の収容所に甘んじねばならぬものもあったことは否定できない。

要するに、私学の秀越性はその自主独異性と結びついて教育界に、数量・実質両面で官公立に比肩して損色を示すものではなかった。現今といえども、いわゆる科学の発展やイノベーションという世界的動向中であって、社会の科学技術者の要求に応えんとする文部省の理工科系学生定員も、国立よりも私立が上回り、しかもそのトータルをもってしても科学技術関係卒業生の不足から、さらに増員養成を仰がねばならぬ状態にあるという。あるいは、本年度の文部省調査によれば、短大卒女子学生の就職決定率が93.2%であり、その大半がが第三次産業界の卸売・小売業、金融、保険業、通信・運輸業、教育・学校などへの圧倒的進出ぶりであるという。これも最近の大学進学熱の高まりから、短大生の高

校生代替振りを示すともいえるが、企業界の需要度に応じて、43年現在468校の短大数中の402校が私立、しかも絶対多数を示す私立女子短大生の高率進出振りであることは指摘できるのである。かく、国家・社会の必要とする人材養成が国公立のみで足るものでないことは明治以降不変である。過去の明治以前の教育でも以後の初等・中等・高等教育においても、私学はわが国の発展のために、独自性と数量性をもって多大な功績を果し、ある意味で、古今東西のそれに等しく日本の伝統や文化の向上・国力の増進は、私学のすぐれた特色ある教育に拠ったといえ、今後も亦、かかる輝かしい史的背景に立って次代の新しい国民の育成にあたるものであり、国もまたより以上に、私学を有効に活用せねばならぬことは疑う余地なき事実なのである。

### 3. 私立学校の公共性

凡そ、学校は公衆子弟のために有目的・具案的・継続的に教育をおこなう形式的施設 **formal institution** であるが、設置・経営の主体によって国立・公立・私立の別があり、階梯程度差によって幼稚・初等・中等・高等に分かれ、又、目的や内容に応じて普通・職業ないし専門・高度な一般・学究等の教育機関に分類できるとはいえ、設置・経営の主体制にかかわらず後者の二分項目は共通する。このことは私学の国公立学校に差違なき公的共通性を示すものである。

わが国の場合、私学の公共性については大略、次のように進展せしめられているようである。明治初年以來、一般青年子弟の立身出世主義の要望に応じて、私学は陸続と簇生するが、その程度・規模・内容・管理状況等は千差万別であり、その責任の帰属もさだかでなかったが、次第に国の法規下に整備せられてきた。即ち、

- ① 明治3年には、私塾開設に地方官の認可をうけしめ、入学生徒は地方長官の身許証明書<sup>1</sup>を要せしめた。
- ② 明治5年には、私塾開設に文部省の許可を要することとした。
- ③ 同6年には、私学私塾等の開業は学制の規定に従い督学局へ伺出許可をうくべきことを布達した。
- ④ 同24年には、私立小学校代用規則を制定した。
- ⑤ 同32年に「私立学校令」が公布された。官公立学校に関しては早くから、幾多の法令の制定があったが、一般私立学校に対する監督法規を明確に制定したのがこの時はじめてであり、いわゆる国立私学の差違なき公共性を明示したものと見える。それは広く一般の私立学校経営に対する官庁の統整監督の原則として、長く我が国の私学行政の性格を規定し、第二次大戦終了まで継続適用されたものである。今その1、2条をあげるに、  
(第1条) 私立学校ハ別段ノ規程アル場合ヲ除ク外、地方長官ノ監督ニ属ス。  
(第2条) 私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ニ開申スヘシ。  
(第8条) 私立学校ニ於テハ公立学校に代用スル私立小学校ヲ除ク外、学令児童ニシテ未タ就学ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入学セシムルコトヲ得ス<sup>(5)</sup>

以上によって、私学の監督・認可権の所在を明規するとともに、義務教育段階の代用私学の公共性とその責任を明記したのを見る。

- ⑥ 又、私学と宗教教育の関係については、明治32年文部省訓令第12号によれば、「……官公立学校及教科課程ニ関シ法令上ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ

教育ヲ施シ又は宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許サルヘシ」と、教育・宗教の分離の根本態度を明示すると共に、官公立学校はもとより私立学校といえども、小学校・中学校・高等女学校のような教科課程に関し規定ある学校の宗教教育を、官公私立一様に禁止した。

⑦ 第二次大戦後は、文部省の宗教教育行政は大きく変革し、公立学校においては、憲法に保障する信教の自由の建前から、公教育と特定宗教との分離を堅持しながら、宗教関係の諸私立学校に対しては、①生徒の信仰の自由を妨害しない方法に依る、②特定の宗派教派等の教育を施し又は儀式を行う旨学則に明示する、③右実施の為生徒の心身に著しき負担を課せざるよう留意する、の三条項厳守の上で宗教教育を積極的に承認する態度に出た。ここに、一般の私学の公共性と特定宗派教派私学の独自性に対する国の態度が見られるといえる。

⑧ ところで、戦後の教育基本法第6条は学校教育の公共性を規定して「法律に定める学校は、公の性質をもつ (be of public nature) ものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人 (the juridical person prescribed by law) のみが、これを設置することができる」とする。ここに「法律に定める学校」とは、学校教育法第1条に規定する国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園であるが、明らかにこれらは共通一様に、国の定めた学校制度に則り、法定の児童生徒編成、教職員組織、施設設備、カリキュラム等の基準で設置・運営・教育する学校である。この際、国・公立の学校がいわゆる公費で設立・維持され公共に奉仕するもの故、公の性質をもつことは自明であるが、所謂、私立学校も私利私欲の具に供せられ私益の為に経営されるべきものでなく、「教育事業なるが故に、特に公共の為に設営」せられ、「国・地方公共団体の代理的補助的、あるいは国家公共団体の企てえない独自の機能を果す使命をもつ公財産 public goods たるべきこと」も亦、自明でなければならない。

特に、日本国憲法は国民の基本的権利の一たる教育受権—学習権—の保障のため国家が法律制定その他必要諸施策を講ずることを誓い、従来、法定学校中私人経営のものには公的性質の欠如するものもあった実情に鑑みて、「教育基本法第6条」「学校教育法第2条」「私立学校法第3条」に明記するように、私人の学校設置を認めず、「私立学校法第3条」の規定する「法律の定めるところにより設立される法人（学校法人）のみ」に、之を認めることで私立学校の公共性をいやが上にも自明たらしめている。ともかく、すべて「法律に定める学校」は、今日、「国家公共的機能を果す公器」であり、私立学校といえども例外におかれるべきではないのである。

「私立学校法」(第1条)は、「この法律は、私立学校の特異性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達をはかることを目的とする」と規定しているが、本法の内容実質は「私立学校関係の教育行政」及び「学校法人」を中心とするもので、いうまでもなく「私立の小・中・高・大学等の目的・修業年限・教育課程・施設設備・教職員等の基準」は、すべて「学校教育法・同施行令・同規則・学習指導要領や大学設置基準・教育職員免許法等」に従う外ないことは国公立各学校と何ら変わらず、あるいは「私学の設置廃止や設置者の変更について所轄庁の認可を要すること、法令違反の場合などには閉鎖の処分あること、校長・教員について厳格な欠格事由定められると共に教員に所定の免許状を要すること、校長を定めて所轄庁に届け出る要あること」等、学校教育法等の下で公の支配に属させられ、又、私学の教員は国・地方公共団体の公務員ではない(教育公務員特例法第3条によれば)が、単なる学校設置者や特定の一部の

人々の利益に従属する者ではなく、教育を通じて国民全体に奉仕すべき「公務員に準ずる者」であることは論をまたないし、殊にいわゆる「学校法人は、民法の財団法人に対して種々の点で相違があり、とくに法人の管理運営については、民法には見られない基準あるいは制約を設けることにより教育事業を行なうに望ましい公共的運営の方法と必要な規制を定めることによりその公共性を高めたものである<sup>(6)</sup>」といった諸点で、私立学校が「法律に定める学校」である以上、国公立学校の例外でなく公共的学校 **public school** であり、学校教育はすべて公共事業であることは自明であり、私立学校法第 1 条が「……………その公共性を高める……」などとうたうこと自体が問題なのである。

凡そ、国家・社会の発展や産業経済・科学技術等文化の向上も、デモクラシーの真の実現も、その原動力は一にかかって国民の資質・能力の高揚にあり教育水準の如何にある。ためにあらゆる施策の中で最も優先的に重視すべきものが文教施策であること、従って積極的に文教振興方策を推進せんとするのが、いわゆる「教育投資説」の拠点であり<sup>(7)</sup>、今日世界的な動向とされるところなのである。この教育推進に国・公・私立の別はあっても、その間に尊卑・軽重の差あるべきであろうか。教育の公共性の上で国公私間に何ら差異ないにかかわらず、いわゆる「教育の機会均等 **equal opportunity in education**」の観点に立つとき、国家や社会の国公立学校観ならびに機会均等実現措置に問題なしといえるであろうか。教育の機会均等の真意は、万人あるいはすべての学校団体に同一の教育機会を与えて、悪平等化あつかいし水準低下 **leveling-down** をもたらずののではなく、かえって万人や学校団体の教育機会を、ある標準までは公正平等にするが、標準以上の教育機会を各能力や熱意に基づいて自由に基準以上に出ること **leveling-up** を求めることにあり、ここに国家の「教育機会均等理念の実現上の諸措置」が要求されるのである。<sup>(8)</sup>

#### 4. 私学尊重の欧米の例

われわれは、ここに寧ろ私学尊重の欧米諸国の実態の 2, 3 例をあげよう。<sup>(9)</sup>

イギリス国民の伝統的思想での「中等教育とは **grammar school** での教育のこと」「わが子の中等教育はグラマー・スクールで」<sup>(10)</sup> といった私学偏重傾向も、真の教育機関したがって教育機会の均等観とはいえないが、少くとも英米では、ある意味で私学がわが国などより高く評価されている証左であろう。

英国では、中等教育といえば公立中学校 **public secondary school**（県又は郡市の施設するもの）教育より、**Winchester, Eton, Harrow, Rugby** 等の **public school**（公共学校の意味で実際は私立）の教育が重んぜられ、後者から私立の **Cambridge, Oxford** の大学につながる教育系統が、伝統的・貴族的な特色ある学風をもつ人格育成・品性陶冶目的のエリート養成として最も権威あるものたることは周知の通りである。もっとも、かかる特権的学校よりも「**equal opportunity for all**」の主張から、厳意の **public school** の拡充策・制度化が、英国でも強く打ち出されてはいるが、にも拘らず伝統的な私学が厳然と存在し支持・発展せられつつあり、国・地方当局もこれに財政的援助と指導を惜しまない現状である。今、英国の初等・中等教育を財政上からの学校種別に分類すると次の如くである。

##### A) **maintained schools**（地方当局の維持する学校）

- ① **county schools**（県立学校）一県（特別市）の教育当局の設置・維持・管理する純然たる公立学校で、数的には絶対的に多い。

- ② **voluntary schools** (有志団体立学校)—有志団体の設置した学校中、少なくとも全経常費を地方教育当局が負担する学校、公費補助の受け方などで三種に分かれる。
- イ. **controlled schools** (管轄学校)—経常費のみでなく施設費も地方自治体が全面的に負担し管理する私立学校。
- ロ. **aided schools** (援助学校)—施設費については、その75%を公費(国庫)が補助している私学。
- ハ. **special agreement schools** (特別協定学校)—地方教育当局と理事会との特別協定で、校舎の増改築費の75%を公費(国庫)補助する私学。
- B) **assisted schools** (補助学校)—有志団体の設立で地方教育当局から財政援助をうけるが、まだ上記3種への格付けが行なわれていないもの。
- C) **direct grant schools** (直接補助学校)—文部省(教育・科学省)から直接に経常費の補助をうける保育及び中等学校で、国庫補助を受ける代わりに、毎年入学者数の25%を無月謝で受け入れることを義務づけられている私学。
- D) **independent schools** (独立学校)—イートン、ハロー等有名なパブリックスクールから零細小規模の私学まで多様ある。公費補助を全くうけず財政的に独立しているので行政的にも公教育制度外にある私学である。「教育・科学省は、これらのうち、教員の資質、教育内容、施設などが教育・科学大臣の定める一定の要件を満たしていると認められたすぐれた学校を「効率のよい独立学校」(**Independent Schools Recognized as Efficient**)に指定し、その他の学校と区別している。」<sup>12)</sup> という。

以上の有志団体立学校は、大半が英国国教会立またはカトリック教会立であり、一方の英国国教会立の約60%が管轄学校、残部のほとんどが補助学校であり、他方のカトリック教会立の95%が補助学校、残部が特別協定学校であるとされる。いずれにせよ、「英国の有志団体立のほとんどが何らかの国・公費の財政援助をうけ、全く受けぬもののみが行政的に公教育制度外にある。」ということは、行政的に公教育制度内にあること(公共的教育性をもつこと)は、財政的援助をうけることである。

イギリスにおける初等・中等学校在籍者数の公私立別内訳 (1965年1月)

	初 等 学 校		中 等 学 校		保 育 学 校			
	在籍者数	百分比	在籍者数	百分比	在籍者数	百分比		
公私立学校在籍者総数	4,502,137人	100%	3,158,376人	100%	30,013人	100%		
①公立学校	3,047,400	67.7	2,416,892	76.5	} 23,914	79.7		
②地方自治体の維持する私立学校	1,225,701	27.2	402,162	12.7				
③国庫補助を受ける私立学校	—	—	115,578	3.7			672	2.2
④公費補助を受けない私立学校	229,036	5.1	223,744	7.1			5,427	18.1

12)

イギリスにおける有志団体立学校の分類 (1963年度の統計)

学 校 の 分 類	初 等 学 校	中 等 学 校
有志団体立学校総数	100.0%	100.0%
管 轄 学 校	49.9	27.1
援 助 学 校	51.0	56.5
特 別 協 定 学 校	0.1	16.4

13)

イギリス全国の大学の経常収入の内訳 (1964年度現在)

財源	国庫補助金	地方当局の補助金	授業料	基本財産収入	寄付金	その他	経常収入総額
比率	79.9	1.4	8.1	1.9	0.6	8.1	100.0%

(14)

英連合王国の大学経費 (1953—5年) (比率のみ)

収入	大蔵省	地方当局	授業料	／	付寄金	その他	収入総額
比率	60.8	3.1	10.4	／	3.7	21.9	100.0%

(15)

今、英国の学校類型・在籍者数等の一部を数表上に示せば上の如くである。もっとも、これは当局の補助金の受け方による異動がありえるし、種類も雑多であるが、大要は把握できるであろう。

1964年度現在、イギリス大学補助委員会の報告では、全国大学の経常収入総額の80%近くは国庫補助金で占め、授業料収入はわずかにすぎず、しかも授業料の大半は、国・地方の支出する奨学金でまかなわれている実状であるという。1964年度現在のと、1953～5年のとを比較するとき、いかに昨今、国庫補助金が増加しているかがよみとれる。

現在イギリス（イングランド、ウエールズ及びスコットランド）には、42校の大学（university）があるが、国立は1校もなく、その大半は私立、第二次大戦後新設の大学（専門学校から大学へ昇格したものを含む）には、公立又は準公立の大学があるが、戦前設立の大学はすべて私立である<sup>10</sup>。1955年頃には、university が20校、university college が4校、合計24となっていたものである。これら大学は、創立年代、組織、教育の性格等から、① Oxford, Cambridge 系の古伝統をもち、教官学生共、学寮生活と研究にあたるもの、② London 大学系の非宗派的で中流子弟対象の大学、③ 地方大学 provincial university で近代産業の発達に伴って近代的な地方工業都市に位置を占めるものとして3大別され、あるいは、オックスフォードやケンブリッジの2大学のように教養あるゼントルマンの為の一般教養を主とする旧類型と、ロンドン、ウエールズやバーミンガム、マンチェスターの各大学のように、科学生活への応用を重視し職業教育を主眼とする新類型とに2大別されるが、それらのほとんどが有志団体立であり、しかも経常的経費の約80%、資本的経費の約90%の国の補助をうけているのである。この補助金は大蔵省から大学補助金委員会 University Grants Committee（教育・科学大臣の諮問機関）の如き公正な機関を通して各大学に一括支給・配分され、その用途は大巾に大学当局に一任され、大学は綿密な積算通り支出する慣例である。国・地方自治体の行政権が大学に直接干渉することなく消極的にこれを助成・監督するのみ、各大学はその許された自治的運営権で各独自の伝統と学風に立脚して独自の教育を行なうことを特色とし、よく国家と大学が各独自の任務を持ち相互依存の関係を通じて初めて、その任務を完全遂行できることを自覚し、私学の真価を認識せられているのである。

要するに、イギリスでは私立大学が、他のヨーロッパ諸国の国立大学が持つと同様な機能を果してきており、国はこれら私立大学の大学経費や学生の学費・生活費を大巾補助することを通して高等教育の振興をはかってきたのであり、この意味で英国の私立大学は国

公立的色彩の強い公共機関たることを看破できよう。

アメリカ合衆国でも英国同様な伝統的傾向は厳然と残り、米国学校教育は、いわゆる教区付属学校 **parochial school** と準備学校 **preparatory school** とからなる「私立学校 **private school**」と、州や都市の「公立学校 **public school**」とから成立するが、優に私学が優先的に考えられ、ある意味では公立学校はかえって非常に特殊な学校の一部にすぎないと解されているという。即ち、英国の **public school** に対応して、人格陶冶と、**ivy league**（ツタカズラで覆われた伝統的私立大学の連盟）への入学を専一目的とする高度な知識中心主義の教育とをもって、州や地域社会に束縛されず国際的特色をもつ教育を施すので有名な準備学校の一つ **Groton School** から **Harvard University** への教育に対し、公立学校は州や地域社会に束縛せられた地方的な教育しかできない。即ち、私立＝自由的＝国際的、公立＝拘束的＝地方的、と解せられているのである。勿論、準備学校は教会とは全然無関係な私学であるのとは異り、教区付属学校は教区又は教会に関係ある私学であるが、何れも、学費は若干高くつくが、ハーバード、エール、コロンビア、プリンストン、ジョンズホプキンス等の諸大学に連り、米国の文化あるいは社会のバックボーンを形成している学校として、それらの数は決して多くはないが、教育内容や収容学生等の質の上から尊敬されているという。

アメリカ合衆国における私立学校の学校数・在学者数の占める比率

	学 校 数 (1963年度)			在学者(1965年度)
	公私立合計	私 立	私立学校の比率	私学在学者の比率
初 等 学 校	92,346 <sup>(1)</sup>	14,762 <sup>(1)</sup>	15.9%	14.7%
中 等 学 校	30,882	4,451	14.7	10.8
高 等 教 育 機 関	2,132	1,372	64.4	34.5

(注) (1) 1961—62年度

177

米国の私立初等・中等学校は、そのほとんどがキリスト教会設立の宗派学校で、しかもその大半がカトリック系の学校である。合衆国憲法が国家と宗教との分離の原則を明示する規定をもつため、宗派学校に対する連邦政府や州政府（及び地方公共団体）も、財政的援助を行なうことを禁止している。しかし、私立学校自体でなく、児童生徒への財政援助は違憲でないとの解釈が有力で、現実には教科書無償配布その他で援助する州も少なくないという。宗派学校以外の私立学校に公費補助を一定条件下で認めている州も若干あるようである。

又、米国の高等教育機関の65%は私学であるが、公立に比し小規模学校が多いため学生数の占める比率は35%弱である。私立高等教育機関の約60%がキリスト教諸宗派の設立のものであるが、一般に社会の高級人材育成を主目的としている。現在、大半の州が私立大学の経常費または施設費に補助金を交付し、更に多くの私大が連邦政府から教育研究振興補助金をうけ、特に高度化社会や産業構造変化につれて、近年学生数も増大し、私大も授業料値上げをはかってきているが、それも限度があるため、最近では財団寄付や公費補助の増額に依存する傾向にあるという。

米国教育といえば、6・3・3・4制とか新制大学とか男女共学とか、要するに民主的・機

米合衆国における私立大学の經常収入比率（1963—64年度）

經常収入総額	100.0%	地方支出金	0.2%
○教育・研究活動収入	80.7	基本財産収入	5.7
学生納付金	30.4	寄付金	10.6
連邦支出金	26.5	その他	6.0
研究費	24.8	○補助活動収入	17.2
その他	1.7	○奨学金収入	2.1
州支出金	1.3		

118

会均等的教育の総本山の如く解されているが、教育の実質的機会均等の問題となると、各州間の貧富の差、家庭の経済的事情の為の上級進学不可能な生徒、黒人問題等の諸点で、まだ形式的機会均等の段階だといえよう。しかも、米国の私学援助も連邦の中央集権化傾向向上問題ありとはいえ、私学をわが国のように軽視せぬことだけは明言できるであろう。

以上、英米両国教育を主に私学の軽重問題を中心に概観したが、両国共各歴史的事情や文化的背景があり教育面も多様性に富み、一概に言いきれないが、両国共通点は何れも教育制度や施策について、伝統的保守と進歩的革新、あるいは自由と統制の両極の調和的止揚につとめつつあるといえることである。両国とも強い自由・自治の根底がある反面、極めて形式的な伝統にも拘束される面がある。「近代的な公立学校を教育の機会均等原則から拡充していく」と共に、「同じ教育の機会均等の観点から伝統的な私学を今日なお社会的に高評するし、英国においては特に国公的財政的援助を措かない」のである。官学公立校のみ重視の傾向強いわが国の最も学ぶべき点ではないだろうか。

フランスについてみるに、初等学校数及び生徒数は公立がその大半を占めるが、中等学校数では私立が、その生徒数では公立が多数を占め、又、高等教育機関では国公立が多数を占めている。フランスの私立学校は「国と私立学校との関係に関する法律」（1959年制定）に基づいて、

1. 協同契約締結校——国と協同契約 *contrat d'association* を結び、經常費の全額を国庫から公立学校と同一条件の下に補助される学校で、初等私立学校の大半、中等私立学校の40%がこれである。
2. 単純契約締結校——国と単純契約 *contrat simple* を結び、經常費の一部（教員の給与の一定額）を国庫から負担される学校。
3. 国庫補助を全く受けない学校——私立初等学校の場合は少数であるが、私立中学校の60%はこれである。これらの学校は、前二者の学校が公立学校の一般的規則に従う義務を国庫補助をうける程度に応じて負うが、「私教育の自由」の原則が尊重される。

小国ながらオランダでは、初等・中等学校数とも、1949年の統計では私立の方がはるかに上回り、しかもそれらが公立学校の基準にかなう条件を備えていれば、国家あるいは地方自治体が相当な財政援助を与え、又、初級及び中級の職業教育機関に対しても、公私立とも国家及び地方自治体が経費負担している。しかも、自由主義でそれらを指揮監督する権限はどこにもないという。

## 5. 国公立学校教育上の課題

教育は窮極的には政治の問題である。政治は積極的にわが国教育の拡充と機会均等の実現のために一大奉仕すべきものである。わが国教育の貧困の実態は、日教組の「学校白書運動」に明らかであり、その故に日教組は、教育貧困を惹起きしてわが国の教育政策の矛盾を明るみにし、そのパターンリズムに抵抗し、教育の機会均等を行財政とくに財政面からうち立てて行こうとの運動を展開してきたのである。教育の機会均等実現上の課題は多々あるにしても、その最も根本的なものの一つが私学教育費問題及びそれと関連する国公立学間の諸方面のアンバランス問題であろう。この問題は今や学生対理事者間の関係交渉のみで真の解決を得られるものではなく、政府・国の文教政策の貧困打破以外にはないといわねばならない。

国は行政面、制度面では、ほとんど全く国公立間に同一法令を適用しながら、財政面で私学の独立採算制を強行し、「私学を利用のみするずるさぶり」を発揮し、あるいは学校教育行財政を徒に複雑化・非能率化している。今、国公立学教育に関する行財政面を比較・検討するに、その共通面、差異面が混在し、わが国の教育諸法規の濫造によって、極めて複雑で非能率的であるのを痛感する。例えば、

### (1) 共通面の例

1. 国公立学校とも、カリキュラム基準、生徒学生数による編成や施設設備の基準等々は、一律的な諸法令の適用を、教職員も教育職員免許法・大学設置基準等の適用をうける。
2. 私学側にも有利な面であるが、産業教育振興法や高等学校の定時制教育及び通信教育振興法を適用される。

等々。

### (2) 差異面の例

#### 1. 教育行政上の差異面

- イ. 所轄庁の相違—国公立の小・中・高・高専・大学等の所轄庁の異なること。
- ロ. 教員俸給等の支給機関—当然の国公立別支給以外に、国費 $\frac{1}{2}$ と都道府県費 $\frac{1}{2}$ 支給のもの、都道府県費と国費 $\frac{7}{100}$ 支給のもの等。

#### 2. 教育財政上の差異面

- イ. 国公立財政と私学財政—国公立間の差、公立間の地域差、私学間の差等。例えば、国公立大学財政上で「公立大学は財政上の谷間」とされ、あるいは「都道府県別、公立小・中学校教育費（公費は勿論、私費とくにPTAの学校援助費）の不均衡」<sup>19</sup>があり、「財政負担不均衡の教育に及ぼす影響—地域別学力水準」<sup>20</sup>と なってあらわれてくるのである。

#### ロ. 国公立学の待遇差

私学教員は、法的には学校経営者の雇人で、いわゆる国家・地方公務員、教育特別公務員の概念には該当しない。しかし私学教員も教育職員免許法あるいは大学設置基準等の適用外にありえない。然るに毎年民間商社初任給等の上昇を反映して、人事院の国家公務員給与改定の勧告あり、国公立教員給与のスライドアップはあるが、私学は適用できず官民格差の増大があり、更に国家的な恩給改善増額はあ

っても、私学のその恩恵はない。

ハ. 国公私学間の施設設備の差

最近の文部省「公立学校建物の実態調査報告」によれば、全国公立小中高校や幼稚園・特殊学校の校舎中、危険・老朽状態20%、木造のまま60%近く、又、首都・近畿・中部圏等の大都市周辺過密地帯の小中学校の教室不足や授業やりくり算段は深刻な悩みとされ、この為文部省は3年計画の危険校舎の建直し、過密地区の校舎造り促進上、都道府県への補助率を大巾引上げるといふ。これも公立学校のみで、可なりの数の私学にも同様のことが言えるはずであるが、容易に援助はされない。

ニ. 奨学金の国公立希望率と所得階層別大学進学率

「わが国の教育白書、昭和34」<sup>23)</sup>によれば、私大進学者が必ずしも所得上階層子弟とは断言できず、国公立大進学者以下の所得階層子弟がかなり多く（特に夜間学生に）含まれ、しかも奨学金希望者もかなり多いが、「希望したが受けられなかった」者も亦、かなり多い。これには学業成績も考慮されるが、経済的事情の為の成績不振もありえることに注目したい。

ホ. 学校納付金と所得階層

文部省調査によると、昭和30～41年度間の学生学校納付金上昇率は、30年度を基準として41年度は私大3.9倍、国大2.2倍、公大1.9倍であり、又、学生生活費中の学校納付金割合は国公立で減少、私立で激増し、41年度では国公立で学生生活費の1割前後に対し、私立は3割を超えている。

一方、学生（昼間）家庭は国公立の順に低所得階層に分布し、逆に私公国立の順に高所得階層に分布するとはいえ、平均して格差がなく、殊に私立には比較的に

わが国の私立大学の収入構成比

収入区分	一 般 収 入						付 属 事 業 入	補 動 事 業 活 動 入	収 入 計 算 事 業 からの入	計	借 入 金	合 計
	補助金	学納付生金	財収産入	寄付金	その他	小計						
%	1.7	43.9	1.1	7.1	5.4	59.2	12.2	0.7	0.1	72.2	27.8	100.0

わが国の私立短期大学の収入構成比

%	0.8	52.8	0.8	4.9	2.8	62.1	0.7	1.8	0.8	65.4	34.6	100.0
---	-----	------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	------	------	-------

(資料) 私学の支出及び収入に関する調査報告書(昭和40会計年度)

(注) 大学、短大とも、昼間・夜間・通信の合計金額の構成比

23)

わが国の私立学校収入構成比(幼～大までの平均)

(昭和40年)

収入区分	補助金	学生納付金	寄付金	その他の入	付属事業入	借入金	合計
%	2.2	57.1	5.9	5.5	5.6	23.7	100.0

24)

低所得階層者が夜間部に多いことを把えるべきである。かくて私立の高額学生納付金は低所得層子弟の私大への進学を困難にし、進学機会を阻害する要因とならないかが問題である。文部省編「わが国の私立学校」でも、「機会均等と学生納付金」なる小項目をあげて問題とする所以である。<sup>22)</sup>

因に、わが国の「私立大学の収入構成」を「イギリスの大学の収入構成」(本論4)と比較のため上に掲げる。

## 6. 私学側の要望と解決要求案

わが国の私学教育の興亡を左右するものは、今やその財政問題であると一般に認められている。その財源は、授業料と借入金及びわずかの寄付金に依存する外ないのであるが、私学はその財源補填のため、私立学校法の認める「収益事業」を営み、あるいは有力な後援会を組織し、海外宗教団体の援助をえる等の手段をとるけれども、いずれも教育の原則からして、要注意の危険を孕むのである。ここにおいて、最も合理的な財政方策確立についての研究が、私学運営の根本問題だとして、私学側は次のような諸施策を敢行すべしと要望してきた。

まず、基本的方策として「憲法・教育基本法の精神に立って、国民教育に対する国の義務・責任を明らかにし、国公立学校教育の機会均等を実現し、私学振興の施策を強力に推し進めるべきである」をかけた、

次にその具体的諸施策を列挙してきた。

1. 国公立一本化の財源措置を何としても実現する。
2. 1. が困難ならば、当分の間、私学振興助成補助費の増額措置を強力にとる。
3. 私学振興のための「地方交付税法」制定措置や「民間寄付金行為への便宜」をはかる。
4. 私学教職員の待遇改善及び年金制度等の国公立一本化措置の実現をはかる。
5. 育英制度の充実、奨学生の拡大と均等措置を徹底する。
6. 国公立間や昼夜間・通信等の卒業者差別待遇を徹廃し、能力に応ずる就職の機会均等化・栄進措置を実現する。
7. 中・高校を一貫教育として義務化し、国公立の自由な進学・転学の交流を、能力と希望に応じてはかれるようにする。

等を実現して、国公立の機会均等化政策に徹せねばならないと。当然の基本的方策並びに具体的施策という外はない。

又、文部大臣の諮問機関として設けられた「臨時私立学校振興方策調査会」が、42年6月末に行った答申「私立学校振興方策の改善について」の概要に見ても、特に私大の経営、教育研究条件、学生納付金等の問題は、教育界並びに一般社会に及ぼす影響少なくないので、その実態究明に基づいて適切な振興方策を講ずる必要があるとして、その具体策を次のとおり掲げた。

(ア) 経常費助成 — 国・公立大学教育研究費を勘案し、私大の現段階において国家社会的需要度の高い学部・学科、今後もその需要を充すに必要な学術研究振興上有意義な大学院、高質で充実した教育を行ないその実績が高評されている学部・学科に重点をおき、経常的教育研究費を大巾助成する。

(イ) 臨時費助成——私立学校振興会による施設費への融資条件に格段の改善を加える。民間からの債務や過去における私学振興会からの融資による債務にも有利な条件とする。理科設備・研究設備の外、補助対象設備の範囲拡大と補助増額・補助率上昇をはかる。

但し、臨時費助成上、経営上一般の批判をうけ、あるいは合理的限界をこえた施設の拡充をはかるものは厳に除外する。

(ウ) その他の助成措置——日本育英会による学生の特別奨学金制度等の拡充強化、教職員の退職手当・共済・災害補償等の制度充実確立、寄付金に関する減免税措置の拡大や手続きの簡素化、等を改善する。

(エ) 関連する諸方策——私大経営の上で経理の合理化・適正化をはかり、財務基準の制定・公認会計士の監査等の適正措置を講ずる必要がある。合理的な算定方式による学生納付金の基準の設定と誤解を招く方法での父兄からの入学寄付金の強制的徴収を抑制する。助成金の使途確認のため会計監査を行ない助成効果の確保につとめる。私大の設置認可にあたり、国家的必要性・適正配置等を考慮し認可基準の改善と設置抑制をはかり、安定経営と教育水準保持のための制度的措置を検討する。理事者の放漫な経営、学生の激減等による経営破たん私大の適正・円滑な処理のため、文部大臣を助ける適当な調査処理機関を設ける。<sup>四</sup>

等であるがこの答申は、今後の私学のあり方の指針であり、私学への国の施策の方向を示す貴重なものといえよう。

## 7. 文部省側・地方公共団体側の対策現況

もっとも、わが国の行政関係者も昨今かなり、私学振興について認識を新たにしつつあって、衆参議院議員選挙にあたって、各政党は必ずその文教政策で私学振興にふれ、又、各党公認候補者中にも私学上の諸懸案をとりあげる者も多かった。もっとも各政党によって「文教政策の基本的態度や私学振興策」にかなりの差異が見られはしたが。

今、私学に対する国・地方公共団体の行財政の一半を見ると、次のようである。

### A. 私立学校に対する行政の現状

「学校教育法」は私学の自主性尊重の趣旨から、私学への所轄庁権限の大巾縮少をはかり、若干の必要事項の法律に基づく監督にとどめ、私学の監督権を地方に移し、又、その公共性を高める趣旨から、その設置経営は特別法人による公共的なものたるべき原則をとった。この私学の自主性尊重、公共性高揚を目標とした「私立学校法」は、

① 私学に対する所轄庁（大学は文部大臣，高校以下は都道府県知事）の監督権限を、学校教育法に定めるよりも更に縮少し、

② 所轄庁がその権限行使にあっても、事前に私立大学審議会又は私立学校審議会の意見を聞く要あるものとし、監督庁の一方的処置をさけた。

更に、学校法人の公共性を高めるために、

① 役員定数を指定し少数役員による専断を排除し、

② 役員選任の基準を定め、校長を必ず理事とし、教育面と経営面の調整をはかり、

③ 特定同族による役員への占領を制限し、

④ 評議員を設定し、法人の運営・学校の経営に広範囲の意見反映あらしめる、

等としている。

#### B. 私立学校に対する国・地方公共団体の財政援助の現状

私学はわが国学校教育の発達に多大な貢献をしてきたが、多大な戦災復旧費支出に次ぐ、子弟の戦後の増加と比例した国民教育熱（教育投資観——その内容は区々である——を含む）の急激上昇による施設・設備の拡充、物価高にスライドせざるをえない増加教職員の人件費等により、現在、一様に財政難に直面し、今後も容易に解消されるものではない。この事態に対し、いずれの私学も学生納付金の大幅値上げを断行し、あるいは寄付金・借入金に奔走し、国又は地方公共団体の補助を要請してきた。

これに対し、国又は地方公共団体が従来行ってきた私学振興方策の主要なものは次のとおりである。

- a. 国の行なう私学関係補助措置の中心をなすのは政府全額出資の特殊法人私立学校振興会による長期低利の財政投融资（主として施設費を対象とし、昭和42年度は予算額245億、私立学校振興会出資15億、他に貸付資金310億）であり、又、私立大学理科等教育設備整備費補助（補助率は $\frac{1}{2}$ 又は $\frac{2}{3}$ であり、新たに文科系を含む各学部等の使用する図書購入費を補助対象に加えている）、私立大学研究設備整備費補助金（ $\frac{2}{3}$ ）、高等学校産業教育設備等整備費補助金並びに同施設整備費補助金（各 $\frac{1}{3}$ ）、理科教育設備整備費補助金（小・中・高校を対象とし $\frac{1}{2}$ ）等の特定分野の振興に必要な経費への補助、更に私立幼稚園施設整備費補助金（ $\frac{1}{3}$ ）、私立学校教職員共済組合補助金（長期給付に対する費用の $\frac{16}{100}$ 等）等を交付し、或いは日本英育会特別奨学生への貸与額の大幅増額と採用予定数の拡大（短大を除き、月額、自宅7,500円、自宅外12,000円）や、税制上の私学関係へのかなり広範な減免税措置を講じているなどである。<sup>80</sup>
- b. 各地方公共団体も各実情に応じて、各地方の私立高等学校段階以下に対して助成措置を講じ、その教育振興に役立っている。

都道府県の行なう私学助成所要経費は、地方交付税の都道府県の基準財政需要額中「その他の行政費」の「その他」の費目に積算されるものである。この助成経費の最大のもは、私立高校以下の補助金（経常的経費ならびに施設設備費及び私立学校団体に対するもの）であり、さらには、直接の貸付金、市中金融機関から借りた高利債務の利子補給や損失補償等があり、地方私学振興法人や退職金社（財）団への出資もある。

又、市町村においても、それぞれ地域の実情に即し、若干の私学助成が行われている。

以上は、私立学校法第59条に基づく国又は地方公共団体の私学教育助成の概要であるが、この国又は地方公共団体からの補助金も、私学財源の経常部（大部分は学生生徒納付金に依存）については全額の1%、臨時部（大部分が各種補助借入金に依存）については7%を占めるにすぎない。要するに、こうした各種振興助成方策にも拘らず、私学財政は依然として国公立に比して、一般に困窮貧難状態にある。これは当に限らず戦前でも同状態であった。この故に、昭和8~11年頃、下村寿一氏もわが国「教育行政の主要研究問題」として、12要項目をあげ、その民主化への方向を示唆・強調していたが、その項目中に「教育制度の法律化」「教育の機会均等」「教育費分配の合理化」等を掲げていたのは、まことに慧眼であった。<sup>81</sup> 毎年度のわが国大蔵省・文部省の予算配分も、政策的なもの、官僚の業績稼ぎ的思いつきなもの、あるいは無駄や無理なもの等、非合理的でその改善要望多年に亘っている。文部省予算要求も常に教育の機会均等原理の実現に向って合理

的であるべきもの、従ってそれは常に私学との全体関係において取り上げられるべきものである。しかるにである。昭和36年度の如きは、文部省予算要求上の諸項目中に「教育の機会均等と人材開発」とあったが、その細項目は育英事業費・学徒援護会補助・人材開発計画立案のための調査・中学校生徒全国一斉学力テスト・準要保護児童生徒対策・へき地教育振興・特殊教育振興とあったが、機会均等の本領的項目としては、むしろ「私学振興」「中・高・大の生徒学生の急増対策」「勤労者少年教育の確立」等を含めるべきであった。36年度は「教育の機会均等」の項目とは別箇の一項目として「私学振興」を掲げていたが、34年度の如きはこの一項目さえあげていなかった。最近、私学振興を一応重視するにいたったが、その予算は私学側要求額を充すに遠く、国公立関係予算のほんの一部分にすぎない。全くの教育財政上の継子扱いで、明治以降の官学中心の国の文教政策・予算要求や措置が、国策改変を余儀なくさせた戦後の民主的原理に基づく諸制度採用の今日もなお、憲法や教育基本法の本質とは結びつかず平行線をたどっているのである。民主的な教育行財政の問題は、要するに教育の機会均等の実現に奉仕するものであるべきである。文部省は自らの拠って立つ民主主義教育行財政の理念から、従来のような慣例的な予算獲得や配分に加えるに、前記のような非合理的なものでなく、又、単なる「私学振興・私立学校への援助」という観念や「官公私学の差別待遇」の措置を今や一掃して、真の教育機会均等の実現に抜本的教育行・財政政策をとり、私学教育いなが国の全教育の根本的改革策に対処すべく、即ち「官公私一本の文教」の観点からの措置を強力に推進すべくふみきるべき秋である。現在、文教制度調査会も「全私学助成法案」の検討中とあるが、これすらも財政当局が難色を示すのは明白であるからである。

## 8. 抜本的改革「教育制度」試案大綱

上記で、わが国の私学の発達と現状、私学の自主独創性と秀越性、その公共性をとらえ、進んで欧米の私学尊重の実態をながめ、さらにひるがえって、わが国の現在国公私学間の課題を分析し、これに対する私学側の累積的要望と解決要求案を概括的にとりあげ、加えて文部省諮問機関「臨時私立学校振興方策調査会」の答申を私学側の今後のあり方の指針並びに国の私学方策への貴重な資料として掲げ、最後に文部省側等がこれら要望や資料に基づきながら現在いかなる努力（改善解決）をはかりつつあるかを究明したが、遺憾ながらわが国文教の府はそれら要望や資料を単に埋没・死蔵せしめているといわざるをえない。

とに角、過去にも国家や文化の発展に尽し、又将来もその重要性を失わないのが私学であり、実に私学の盛衰はわが国の教育・文化・産業・技術等の発展を左右し、真の自由主義やデモクラシーの進展・実現のバロメーターとなるものである。今日、一般にも私学の公共性と自主性が認識されてきたとはいえ、相変らない官尊民卑の伝統的弊風や、国の貧困行政による私学の過重な学費負担、ここに生ずる国公私間のあらゆる面の余りなアンバランス等から、昨今漸く私学に対する国の「機会均等の措置」が、社会的と同時に政治的な大問題となってき、私学側もより以上にその要求を大にしてよく、従って私学に対して国・文部省が総力をあげて教育の機会均等上の配慮を傾けるのが至当である。

今日のわが国全国にわたるスチューデント・パワーによる学園紛争は、たしかに「大学内の人間関係の破綻・接触不在」であるとか「労働争議に類似するものに移行している」

とかいわれながら、その解決の名案をえず、何か新ルートを産出する陣痛期現象を呈している。51校にわたる各種各様な大学紛争ゆえ、一概に論じえないが、「マス・エデュケーションによる学内人間関係の破綻」「大学行財政に対する学生の批判」が中心となり、それが「学生が主導権を握る大学改革運動」となり、「多分に政治・労働運動化」して展開されている点が共通点といえよう。われわれは、この問題の根底に「私学財政の困難ゆえの授業料値上げに抵抗してきた学生運動闘争の意識・行動力・習慣化」があり、それが他の諸紛争を芽蔓的に惹起しているとみるのである。この分析論に基づき、われわれは国・政府と同時に国民が、真に私学の教育的役割・価値を認識理解し、現行のような教育行政上の複雑化・非効率化を除去し、真に民主的な教育体制を確立・推進するために、微温的な教育制度の改修では「樹を見て森を見ざる盲点」がひそんでいるので、この際、次のような「抜本的な荒療治施策」を敢行すべきだとするのである。

1912年沢柳政太郎博士が成城小学校の創立に際し、その趣意書冒頭に「……維新後50年にして硬化した形式を打碎して……教育革新を試みる」として、教育の大改革理念に立ったのを範とし、今明治100年に当り、われわれは「英仏両国の教育制度や改革案」の中で、

① 英国では、行政的に公教育制度内にあること（公共的教育性をもつこと）は、財政的援助をうけることである。仏国でも、「国と私立学校との関係に関する法律」に基づき、国庫補助を与える程度に応じて私学が公立学校の一般的規則に従う義務を負わせ、全く国庫補助をうけない私学に対しては「私教育の自由」の原則を尊重している。

② 英国の大学は国立大学のような機能をはたし、私立大学が国公的色彩強い公共教育機関である。

③ 仏国の Condorcet 教育説、Langevin 教育改革案、等を、

又わが国私学側要求案や臨時私立学校振興方策調査会答申等を参考とし、さらに百尺竿頭一步を進めて、わが国の学校教育並びに教育行財政の制度に関する大改革案大綱を、次のように提示するのである。

## A. 教育行政制度改革私案大綱

日本国憲法が確立した「民主主義、基本的人権尊重主義、平和主義」なる統治の根本原則は、当然、今後のわが国教育行政の指導原則となり、改革教育行政の特色は次のものであるべきである。

### ① 法律主義、国民大衆の支持する権力主義

国民大衆の支持する権力の下に、教育行政は憲法の下に制定・公布される諸法令規則の執行で行なわれる。

### ② 地方自治、地方分権尊重主義

法律の範囲内で地方が条例を制定し行政を執行する権能を尊重・強化する。

### ③ 独立自主主義、教育の自主性尊重主義

教育行政を一般行政から独立自主のものとするとともに、教育の自主性をも極力尊重する。教育の政治的中立性の確保をはかると共に、教育行政の中立性をも保持する。

### ④ 奉仕助長主義、福祉主義

教育受権の機会均等を保障し、教育行政は奉仕助長・福祉増進を徹底する。教育行政は教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として、教育制度・教育施設

・教職員・教育費等の拡充整備（外的事項 *externa*）に努め、あるいは学校教育課程の大綱基準の作成にあたり、更には学校経営の教育的態度等の指導・助言にあたる。但し、保育助長行政としての教育行政とはいえ、教育の最低限基準を法規に照して護るための命令強制的権力行使は認める。

次に改革教育行政組織案大綱は次の如くである。

文部省に文部大臣をおくが、その権限を弱め、フランス式な「公教育高等審議会」を学者・教育者・有識者で組織し、文部省行政の諮問と監督にあたらせる。

各都道府県には各地方選挙制による「教育委員会」を設け、その事務局をおき、これを文部省の出先教育行政機関としながら地方自治的教育行政を進める。地方長官や市長の教育行政権を排除する。以上によって中央集権的な教育行財政を根絶し、独立自主的地方自治的なそれとする。

## B. 教育・学校財政改革私案大綱

1. 全学校教育費は、国費（文部省学校教育費）と授業料及び寄付金等で賄う。国費 8，授業料及び寄付金 2，位の割合で構成し、後者の割合を極力縮少する。
2. 国費（文部省学校教育費）は、現在の国税ならびに都道府県市民税のいずれもの何部分かを、一括して一般税から独立に全国民から徴収した教育税（独立教育税）による。
3. 授業料は各学校段階に応じて、合理的に算定した全国同額の納付とする。但し、貧困家庭等は程度に応じて免除あるいは減額する。入学金・PTA会費その他の徴収を行わない。
4. 寄付金はすべて無税とし、その半額を国の独立教育税中に納入して全学校教育に均等配分し、他の半額は各指定学校の施設設備や研究研修費にあてる。各宗教団体等のものも同取扱いとする。
5. 各都道府県教育委員会は、各地区内の義務教育・高等教育機関の児童・生徒・学生の総数及び必要学校数並びに所要教職員数や施設設備等を毎年計上し、各学校基準に基づく所要経費を算出して、文部省に国費支出を申請する。学校新設要求をも含む。
6. 国の奨学金等は供与とし、書類審査のみでなく、希望者の学業・家庭状況等の実態調査に基づいて決定する。
7. 文部省は全国の学校教育費支出（*externa*）に専念する。

### 提案理由

国は、全国民教育を自国のための教育投資観に立ち、自国の義務・責任・権利において実施すべきもの、文部省は「私学振興・私学への援助」の観念や「官公私の差別待遇」の措置を一掃して、「文教財政の官公私一本化」の観点から、一般財政から独立の教育税徴収を推進し、これを各学校段階等に応じて公正な配分をなすべきである。過去の制度では、国は子弟の最高の保護者として、彼等のすべてに平等な教育の機会を与えんとし、彼等子弟を教育する権利を有ち責任をとり、無償の強制教育を義務づけた。義務（強制）教育と無償教育とをだきあわせた。これは誤謬である。本来「義務教育」とは、国の側としては「国が国民教育のすべてにわたり、自国のための教育投資観に立って、自国の義務・責任・権利において全国民に保障して与える機会均等の教育」であり、国民の側としては「本来自由なる教育を自主的に責任をもち義務として権利として機会均等に受けるべき教育」の謂でなければならない。しかし、この自覚・認識は全国民に不十分なため、当分

の間、いわゆる「義務＝強制教育」とするのである。すなわち、義務的国民教育は国の機会均等保障教育であり、自主的な受機会均等権教育であり、非強制的な有償教育である。この故に、一方国家の義務的観点に立って「公費支弁」を強めるとともに、他方教育が本来私的なことがらゆえの「受益者負担義務」を強め、ここに「公私の両教育費支弁の原則」を至当視するのである。

## C. 学校教育制度改革私案大綱

### (A) 国立学校法人委託制度

1. 教育はすべて国家の義務・責任における事業とし、わが国現時の国立・公立・私立の全学校を国立としながら、国家から各地区の「学校法人」に委託する。
2. 文部省は各地区の推挙する学識・経験・人格のすぐれた理事長を中心とする学校法人の理事会に各学校行政（経営・管理）を委託し、理事中には、必ず学校長及び文部省委員を加え、又、理事5人以上及び監事2人以上をおく。
3. 同一学校法人による「同系統の校種及び同地域の学校間の合併経営管理」を認める。
4. 学校経営は各学校法人に一任し、すべて理事会の自主独創性に期待し、教育研究面（*interna*）は学校長を中心とする教職員会の議決によるものとし、又、生徒・学生・父兄の希望・意見を尊重し反映させる。
5. 教職員はすべて国家の公務員とし、各学校種、資格、経験年数、業績等により客観的に算定した給料を一般的に格差なく支給される。但し、勤務量・へき地等の特殊事情は考慮される。

#### 提案理由

一般に教育及び学術の進歩や研究の発展を期待するには、高度な自由・自治が保障されていないことには既に学界の定説である。特に大学の如きは、過去のわが国の国立学校のような時の政治権力等の外部の「不当な支配干渉 *improper control or undue interference*」を受ける危険を免れねばならないが、その意味で学校は民間の創意・自由・自主独立性に基づいて経営管理される独立自治の私学的存在であることが寧ろ理想的であるといえる。かえって、教育事業を民間（私学的なもの）に委任することが、真に教育尊重の意識（われわれ全国民の教育という意識）、教育の自由自治、官尊民卑の弊風是正の上において、更には産学協同の実をあげ民間の学問研究奨励の意欲盛り上げの上からも、国家財政・地方教育予算の上でも、有効的・能率的と見られ、何よりも「教育の機会均等の原理の実現上」「民主的学校教育行財政の確立上」むしろ妥当といえるのである。しかし、現実には民間私立学校はその財政難のため、かかる理想・長所を發揮していない。

すべての教育は、私事から全国民の社会権として国家が意を注ぐべき事項とされる今日では、国公私学を含めた全公教育制度は国家の義務・責任とすべき事業であり、しかも、教育を受ける利益は全国民に公正平等（機会均等）に与えられるべきものである。すなわち、憲法・教育基本法に立って国公私学教育の機会均等の実現を万難を排しても推進し、国民教育に対する国の義務・責任体制を明らかにし、国家の公共教育の保護育成と教育自主性の尊重育成の両立調和をはかるため、「すべての学校を国立としながら私学的な学校法人に委託運営させるべきだ」とするのである。国立と私立の各採るべき面を折衷して採り、国と国民との各義務・責任を果す体制の教育制度改革試案として、「全国立学校の

学校法人委託制度」と「全学校教育費の一本化制度」並びに「学校教育の公私両費負担制度」をとるのである。

(B) 学校制度改革私案大綱

教育の機会均等はまず学校系統によって左右される。

I. 学校系統図 (改革案)

(才)	第 二 段 教 育	(高 等 教 育)	大 学 (博士課程)		八 年 生 高 校 学 校	(高 等 部) 特		
25			院 (修士課程)				(中 等 部) 殊 教 育	
24			門 学 校 高 等 専	大 学				
23				短 期 大 学				
22				(高等教育入門課程)				
21				高 等 学 校 (進路決定期)				
20				進 学 コ ー ス				職 業 コ ー ス
19	中 学 校 (進路適性指導期)			(初 等 部)				
18	(中 等 教 育)	第 三 期						
17		第 二 期						
16		第 一 期						
15		小 学 校						
14		幼 稚 園						
13		(幼 稚 部)						
12	第 一 段 教 育 (義務教育)	(初 等 教 育)	第 一 期		八 年 生 高 校 学 校	(初 等 部) 育		
11			第 二 期					
10			第 三 期					
9			小 学 校					
8			幼 稚 園					
7			(幼 稚 部)					
6			(幼 稚 部)					
5	(幼 稚 部)							
4	(幼 稚 部)							
(満)3	(幼 稚 部)							

II. 改革学制方針の要項

1. 公教育の理念を貫徹し、学校教育をすべて国自らの手で設立維持し、国家が支持するが支配しない support without control 教育、特に政治的・経済的・宗教的等の権力を越えた自由・中立的な公共教育とする。
2. 教育の機会均等 (公正な平等 égalité と不等 diversité) を保障し、学校教育に正義

justice をもたらしめ、国の手で国民全体の水準を不断に高める教育を企図すると共に、能力に応じた教育を確立して、有能者から選抜される élite に相応しい教育、遅進者を見殺さない教育を確保する。

3. 正義の多様性 diversity ある出来る限りの教育施設や課程を用意し、各教育機関間に適性能力に応じえる縦横の公道を開き、各個人の最大限の伸長発達を遂げさせる。この為には何人もが、能力と希望でどんなにも進遅しえ、入学卒業を早め遅らせられるものとする。
4. 共通一般教育を通しての人間性の完成をはかり、併せて、各人の最適な職業への準備を企て、しかも余りに早くから職業分化教育を図らず、十分な適性能力発見に努め、能力・努力・希望に応じて、生徒を選抜するのみでなく、各種の学校・課程にふり分ける distribution 指導・奉仕を怠らない。
5. 各学校における教師側・生徒側、ともに自治と責任を堅持し、接触不在に陥らぬよう特に教育教授のみでなく、課外活動をも活潑ならしめる。

### Ⅲ. 具体的な学校段階上の特徴

- ① いわゆる義務教育年限を延長して幼稚園・小学校・中学校・高等学校までの15年間とすると共に、これを第一段教育とし、非義務的な高等教育を第二段教育とし、両者間に明確な一線を画する。
- ② 第一段教育を三期に分け、第一期の幼児・児童教育は共通初等教育を、第二期は適性指導期の中学校とし、生徒の個性能力を観察し、将来の職業選択並びに上級進学についての orientation を重視し、第三期の高等学校教育を生徒の進路決定期とし、進学（文科、理科、併科）course と職業（農・工・商・水産・家庭・商船・美術・音楽 etc）course に二区分する。（一般普通 course は設けない、今日、高校生の殆んどが上の何れかに進むからである）
- ③ 第一段教育では入学試験を行わず、平素の成績により適性能力を判断した上、教員会議を経て進学決定する。
- ④ 第二段教育への入学試験は、各学校の正純な選抜試験と第一段教育の成績報告書等による総合判定とする。  
第二段教育では一年間（高等教育入門課程）で、進学者に各分野に必要な共通高等基礎的教養・共通高等経験・共通高等基礎訓練を必修させ、不適格者は留年又は排除とし、あるいは最終的な進路転向をはからせる。
- ⑤ 高等教育目的を、「学術の研究教授」「高いプロフェッショナルな職業人の育成」「高度な一般教養」の三 course とし、各学校はその特色的目的を明示する。三年間で学士資格を得、大学院で修士並びに博士の資格を獲得する。
- ⑥ 男女別・共学制については、原則としては男女共学とし、特に中学校・高等学校段階及び第二段高等教育段階では、各学校の特色上別学をも認める。
- ⑦ 各学校とも適性能力指導の徹底を期するに力め、特に接触不在に陥らぬよう少定員の class を設け、各クラス担任教員を適性的に配置する。

### D. 諸法令の適正な改定増補

以上のような教育行政・財政制度や学校教育制度は、当然、諸法令の改正を伴わねばならない。各法令条項の一部改正を要するもの、あるいは全面的改定を要するもの等ある

う。

日本国憲法第89条（公金・公財産の支出又は利用）などは当然削除改定すべく、又、教育基本法の第3条第2項、第4条第2項、第9条第2項等の条文改正、その他学校教育法、私立学校法、教育公務員特例法等々の適宜改正が必要となる。他方、産業教育振興法、理科教育振興法、高等学校定時制教育及び通信教育振興法、へき地教育振興法等の教育の機会均等上特徴ある法令は、出来る限り、部分的改正に止めて従来以上に生かし適用すべきものである。

## む す び

度重ねて述べることであるが、私学も単なる家庭の私的教育機能の代行機関ではなく、諸法規に基準して運営される以上、国公立学校と異なる社会的公共的教育機関である。私学に対する公教育の概念を著しく強めねばならない。

教育の自由の原則からは両親は子弟の教育を家庭でも十分与え得られる。これを国民教育として公共的な国公私学で国が与えさせる以上、国は行政的・財政的・制度的に機会均等化する義務・責任がある。今や世界中各国とも義務教育年限の延長と国家的教育費の実質的膨脹に努め、国民教育水準の維持向上と教育目的の達成をはかりつつある。私案のような制度は、世界各国でも未だ実施せられているのをわれわれは寡聞にして知らない。しかし、わが国こそ「教育の機会均等」の理想実現上、その先鞭をつけるべきである。昭和43年9月8日の毎日新聞は、「美濃部構想“私立高を都立に”父兄負担の格差解消へ」の見出しの下に、「高校は義務教育でないから、公私立間の父兄負担の格差解消のために税金を使って無原則に補助することは疑問であるから、都内の将来存続上疑義ある一部を除く全私立高校を都立にすることが正常であり、中期計画をたてる。都内の高校進学率は9割を越えて事実上義務教育に近く、しかも都内の約半数の高校生をかかえる私立高校の多くが経営難に陥っているから」を発表しているのに、われわれは勇気と助勢をえると共に、美濃部構想に一步先んじ更に一步進んだ「全国立学校の学校法人委託制度」と「全学校教育費の一本化制度」を提起するのである。

たとえ、かかる革命的学校教育制度が、仏国の Condorcet 教育計画や Langevin 教育案<sup>20</sup>以上の理想案として、膨大な資金と年月を要し、言下に敢行できないとしても、わが国教育行財政のあり方としては、「学校教育は決して特定の権力や真理に奉仕すべきではなく、真理一般に中立的に奉仕すべきものであることを十分認識し、他方、国公立学校の何れもの公共性と自主性をあくまでも尊重し、社会権としての国民教育には国が機会均等の原理実現を保障すべきである」との観点を堅持し、上記理想案の方向を万難を排しても貫徹してゆくよう努力すべきである。

（あとがき）（提出期日にせまられ、内容整理不十分で規定紙数をこえたこと、又、肝心の本案大綱の肉付けは今後の研究にまたねばならぬのを恥ぢる）

（43. 9. 15）

## 引用文献（参考文献は紙数の都合で省略）

- (1) 豊沢登ら共著：近代日本教育の歩み、昭35、p. 206。  
文部省著：学制九十年史、昭39、p. 11及び p. 581。  
藤原喜代蔵著：明治大正昭和と教育思想学説人物史、第1巻、昭19、pp. 122—124。

- (2) 井野川潔, 川合章編: 日本教育運動史 I, 明治大正期の教育運動, 1960, pp. 83—128。  
小宮山倭: 私立学校, 教育研究事典, 昭29, pp. 850—851。
- (3) 文部省編: わが国の私立学校, 昭和42年版, 昭43, p. 54。
- (4) 藤原喜代蔵著: 前同書, 第4巻, 昭19, pp. 150—213。
- (5) 私立学校令 (明32. 8. 3. 勅令第359号)
- (6) 文部省編: わが国の私立学校, 前同書, p. 32。
- (7) 拙著: 機会均等の教育原理, 昭43, pp. 126—128。
- (8) 教育の機会均等の原理の史的発展, その真意ならびにその法制的・経済的措置問題等については, 拙著, 同書, pp. 1—44に詳説する。
- (9) 拙著: 同書, pp. 134—138。
- (10) 利光道生: イギリス1944年教育法に視点をおいて, 共立講座世界の教育, 第3巻, 昭33, p. 17。
- (11) 文部省編: わが国の私立学校, 前同書, p. 213。
- (12) 同書, p. 210。
- (13) 同書, p. 212。
- (14) 同書, p. 218。
- (15) 平凡社, 教育学事典, 巻6, 昭31, p. 314。
- (16) 文部省編: わが国の私立学校, 前同書, p. 211。
- (17) 同書, p. 202。
- (18) 同書, p. 209。
- (19) 伊藤和衛著: 教育の機会均等 (一義務教育費の財政分析を中心として—), 昭40, pp. 464—638。
- (20) 同書, pp. 531—609。
- (21) 文部省編: わが国の教育白書, 昭34, pp. 86—87。
- (22) 文部省編: わが国の私立学校, 前同書 p. 154及び p. 157。
- (23) 同書, pp. 246—247。
- (24) 同書, pp. 116—117。
- (25) 同書, pp. 193—201。
- (26) 同書, pp. 158—185。
- (27) 拙著: 前同書, pp. 16—26。